

住宅改修 必要書類のチェックリスト（事後申請用）

長久手市

被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	要介護度	在宅の有無
年 月 日	要支援 1. 2 要介護 1. 2. 3. 4. 5	在宅・入院（所）中 退院（所）見込 月 日		
改修工事の内容	1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 洋式便器等への便器の取替え 6. その他（ ）			

提出前に、各事項を必ず御確認ください。このチェックリストは提出不要です。

介護保険住宅改修費支給申請書	
	必要事項が全て記入されている ※申請日は空欄でよい
	申請者は被保険者本人であり、氏名・住所・被保険者番号が被保険者証の記載と一致している
領収書（原本）の写し	
	原本確認が必要なため、領収書の原本も併せて添付する
	宛名が被保険者本人である（名字のみ・上様は不可）
	受領委任払いの場合、領収金額が事前申請時の利用者負担額と一致する
	償還払いの場合、領収金額が事前申請時の見積金額と同額である
	施工業者の社名、住所等の記入、社印の押印がある
	但し書きの記載にて、介護保険住宅改修の工事であることが明記されている ※「介護保険住宅改修工事代（〇割分）として」等、介護保険住宅改修に係る領収書であることを明示
内訳書	
	宛名が被保険者本人である
	施工業者の社名、住所等の記入、社印の押印がある
	作成日が領収書の日付と同一である
	内訳書の金額及び内容は、事前申請時の見積書に記載された金額及び内容と同様である
工事後の写真	
	カラー写真の枠内に撮影年月日が入り、完了日との整合性がとれている ※日付入り機能のないカメラで撮影する場合、ボード等に日付を記載の上で撮影する
	改修箇所ごとに順番号を記載し、内訳書・事前申請函面に付した番号と整合性がとれている
	全ての改修箇所が確認できる写真が添付され、改修箇所がわかる表記になっている ※事前申請の写真と同じ角度から撮影すること ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外
	段差解消や嵩上げの場合、改修箇所にメジャーをあてた写真と目盛りが読める近接写真が撮影されている

<事前申請の際の見積りと実際の改修内容が異なる場合>

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。

※事前申請の際の見積りに無い工事もしくは無断で改修内容を変更して行った場合、該当部分が原則不支給ただし、見積り段階では予測し得なかった事情（取り付け箇所の強度不足など）により改修内容を変更する場合は、改修前に本市長寿課介護保険係に御相談ください。